

民主党政権という国民的経験から何を学ぶか
—新自由主義・構造改革に終止符をうち、新たな福祉国家の日本を—
対論「ゼロの会」講演 2012.06.02. 渡辺治

はじめに

民主党政権2年半の経験

運動の力が民主党を変え、政権交代をもたらした、財界の巻き返しで民主党政権、構造改革復帰
その焦点が「社会保障と税の一体改革」
ほかに悪政、目白押し、原発再稼働、TPP、普天間辺野古移転、目白押しの改憲案、橋下コール
今の政治、医療、介護、社会保障はどこへ向かっているのか、私たちはどう立ち向かえばよいのか？

1 私たちは、いまどこまで来たのか、いまどこにいるのか

—政権交代はなぜ起ったか、なぜ民主党政権は変節したか

(1) 軍事大国化、構造改革の強行と矛盾の爆発

(a) グローバル経済の下での大企業の競争力強化、大企業本位の世界をめざした20年

自衛隊の派兵、共同作戦求めるアメリカの圧力→自衛隊の海外派兵、集団的自衛権

構造改革→大企業の競争力強化のため、今以上に大もうけの体制づくり

構造改革3つの柱

1) 賃金・労働条件削減

2) 大企業負担軽減めざす社会保障費削減、消費税引き上げ

3) 大企業の市場づくり

(b) 構造改革、軍事大国化に反対する運動の「クルマの両輪」

1) 任期中の改憲めざした安倍政権に対する九条の会の運動の昂揚

九条の会の運動が新たな協同をつくり出し、地域に根付いた運動をつくった（資料1）

2) 構造改革に対する反貧困、社会保障の運動の昂揚と新たな連携

非正規労働者の問題に取り組む労働運動、社会運動の盛り上がりと3つの連帶

全労連傘下単産の非正規組織化、地域におけるローカルユニオン、非正規組織化

年越し派遣村での社会運動と労働運動、派遣法抜本改正でのナショナルセンター超えた連帶

後期高齢者医療制度反対運動での野党共闘

障害者自立支援法違憲訴訟、生存権裁判などが構造改革政治を止めた

(2) 変貌した民主党と政権交代・憲法、新自由主義政治の転換

民主党の2段階転換と運動（資料2）→国民の期待と政権交代

小沢の思惑は地域の民主党への獲得、鳩山マニフェストは運動圧力

鳩山政権で新自由主義・構造改革政治、日米同盟にブレーキ

後期高齢者医療制度廃止、派遣法抜本改正、子ども手当、自立支援法廃止、高校授業料無償化

(3) 財界、アメリカの猛烈な巻き返しと民主党政権の変質

(a) 菅政権の構造改革回帰・消費税引き上げ、一体改革、構造改革型復興構想の策定

しかし実行できず—看板変えろ、の圧力で野田政権が誕生

(b) 野田政権は単に構造改革・日米同盟復帰に止まらず、新段階へ

財界の焦りと苛立ち頂点に—小泉政権以来、構造改革も軍事大国も進んでいない

(4) 民主党政権の変節の経験から何を学ぶか・挫折変節の3つの原因

- (a) 財界、アメリカの焦りと圧力のすごさ、マスコミの同調
- (b) 財界の猛烈な巻き返しに運動が間に合わなかった
「連合」の後退、対案提起、制度的橋頭堡の確保、運動と民主を結ぶ民主党内福祉派の消滅
- (c) 民主党は構造改革の被害のは止は望んだが、構造改革政治止める決意も対案もなかった
大企業から負担をとること考えつかない、日米同盟見直し考えない

2 なぜ、今「一体改革」が出てきたのか、「一体改革」は何をねらうか

(1) 「一体改革」自身が新自由主義・構造改革の矛盾の産物

- (a) 「一体改革」二つの系譜と挫折
 - 1) 第1の系譜・小泉構造改革への財界の不満
歳出削減だけでは、法人負担減、構造改革はダメ
C.F. 日本経団連「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言」(資料3)
 - 2) 第2の系譜・構造改革の矛盾による社会の破綻に対する政府の危機感
構造改革の矛盾と反構造改革の運動が自民党政権で、第2の系譜を生んだ-左への前進
福田内閣「社会保障国民会議」「最終報告」2008.11. (資料4)
- (b) 「一体改革」の頓挫
財界の一体改革はおろか、福田、麻生政権の一体改革も頓挫
鳩山政権は、構造改革遅らせた、福祉支出は拡大、消費税引き上げはしない

(2) 菅政権はなぜ「一体改革」を持ち出したか

- (a) 消費税引き上げの口実となった「一体改革」
人的には第2の系譜継いでつくった「社会保障改革に関する集中検討会議」
- (b) 3.11後さらに変質し財界の「一体改革」になった(資料5)
3.11は民主党政権の新自由主義・構造改革復帰の梃子となった
- (c) 野田政権になって完全に財界の推進した一体改革に戻った
「身を切る努力」と称する公務員削減、比例定数削減

(3) 一体改革は、医療・介護・社会保障はどうする

- (a) 何が何でも消費税引き上げ、10%へを明記
法人税引き下げ明記、連続法人税引き下げ、消費税連続引き上げ
- (b) 宪法25条の社会保障概念の根本的変質・自助・共助・公助論と「社会保険主義」
財政削減、社会保障への公的責任の曖昧化
社会保険=共助中心主義による社会保険の保険主義強化、社会保険の公助としての側面を改変
→共助に適合的な税は消費税
- (c) 高齢者天国論・社会保障費抑制の新たな正当化論
高齢者の社会保障給付削減、若者・現役支援にシフト・「全世代対応型」給付
たしかに、新自由主義・構造改革で若者・現役世代の社会保障充実は急務
しかし、日本は高齢者の天国か?「全世代対応型」は、高齢者給付削減を正当化しない

(d) 社会保障費の新たな構造改革の仕組み・たんなる負担増ではない

- 1) 納付削減の仕組み・その1公的責任を回避して地方、さらに民間営利企業に丸投げ
公的責任・基準設定、施設創設・整備、人員配置、施設改善義務

保育制度の破壊・子ども子育て新システム

地域包括ケアシステム

- 2) 給付削減の仕組み・その2給付を焦点部分に「重点化」し残りは、放棄
医療・病院・病床機能分化、平均在院日数削減、「在宅」重視という高齢者医療の切り捨て
介護・軽度な要介護者を保険から外す
- 3) 負担を自動的に組み込む仕組み・給付と負担のリンク、保険主義強化
介護保険、後期高齢者医療制度に具体化
医療保険の都道府県化で、医療費と保険料の自動連動の仕組み
介護保険料の引き上げの仕組みと同じ・給付を減らすか、保険料あげるか
- 4) マイナンバー・国民番号制度の導入による管理
給付の重複、給付と負担のアンバランスチェック、二重診療チェック
給付・負担管理の徹底

(2) TPP、原発再稼働をなぜ強行・・・グローバル企業の新たな市場づくり

(a) アメリカと財界はなぜ

アメリカのTPPにかける2つのねらい

財界はなぜ、「亡国」のTPPを

(b) 原発再稼働になぜ固執するのか

「新成長戦略」のカナメは、原発と社会保障市場

原子力協定と原発輸出戦略

再稼働と維持が不可欠・国民の安全、地域の再建そっちのけ

(3) 改憲案の大合唱とねらい

(a) 改憲ラッシュはなぜ

自民党憲法改正案、みんなの党、たちあがれ日本、橋下「維新の会」、新憲法制定議員同盟

特徴・9条だけではない、緊急事態、参院廃止、改憲要件引き下げ

大連立てできる舞台

(b) 改憲案の3つのねらい

3 新自由主義・構造改革政治に歯止めをかけて、新たな福祉国家型社会を

(1) 民主党政権という国民的経験から学ぶこと

(a) 運動で政治は変わる、変えられる

政権交代を起こせなかったら、新自由主義・構造改革再起動もっと早かった、日米同盟進んでいた

(b) 変節を許したのは運動の力不足と体系的な対案の欠如・2つの任務

橋下ブームはなぜ起こるか

(2) 一体改革を阻み構造改革政治に終止符をうつ国民的大運動を

一体改革阻止、原発再稼働阻止、TPP参加反対、普天間辺野古移転阻止

(a) 九条の会型運動の継承から発展を

九条の会型運動の大きな前進点と課題

保守との思いきった連携、地域を新たな福祉国家づくりの拠点に

(b) 「原発さよなら」集会に現れた社会運動の新たな波・3つの社会的固まり

中高年も、若者も、赤ちゃん抱えた母親、父親も

(c) TPP、原発反対、消費税引き上げ反対で地域単位の大きな輪を
農協のTPP反対運動の前進、良心的な保守グループ、自営業者、地場産業とも一緒に
この運動をつなぐちょうどいとなるのは、労働組合と社会保障運動

(3) 構造改革政治に終止符打つ福祉国家型対案を運動がつくり、国民に示す

(a) なぜ新しい福祉国家？

今の新自由主義・構造改革の害悪は福祉国家でおさえることができる、cf. 日本共産党の提言
旧い福祉国家は冷戦と軍事大国とともにあった、大企業は福祉国家を壊しにかかった
日本で福祉国家を展望するときの特殊性、旧い福祉国家の構築、憲法がある

(b) 構造改革政治に終止符をうつ新たな福祉国家社会の対案の輪郭

1) 福祉国家の中心は雇用の安定と社会保障、教育保障・福祉国家の第1の柱（別添資料）

安定した雇用は国内市場を拡大し経済を成長させる・憲法27条、28条
教育や社会保障がないと働きたい仕事、食える仕事をみつけ、就けない・25、26条
社会保障憲章、基本法のコンセプト・必要に応じて給付を負担は応能負担、大企業負担
とりわけ重要な医療・介護・福祉従事者の働く条件確保・二重の意義

2) 福祉を保障し日本経済を立て直す税財政政策・第2の柱

日本経済立て直しの3つの選択肢・新自由主義型、自民党開発政治型、福祉国家・内需主導型
大企業は、OECD諸国と比べても負担が軽い、大企業の蓄積をはき出させて国内市場拡大
法人税を引き下げても設備投資に回らない、上げても企業は逃げない

3) 大企業本位でない地域と中小企業が中心の経済成長政策・第3の柱

社会保障をいう大きな公共、福祉と地場産業への公共投資

4) 脱原発、原発にかわるエネルギー政策を・第4の柱

私たちの働き方、生活も人間らしいものに変えてゆく

5) 福祉国家型の真の地方自治と民主的な国家・第5の柱

国の責任と地方自治がともに人権保障のために共同

6) 憲法9条を生かす日本を・第6の柱

米軍基地と自衛隊のない日本を

9条は東アジアの平和秩序の構築を政府に義務づけている

(c) 当面手をつけること

労働組合、医療・社会保障運動を大きくし、地域の諸運動のちょうどいになること

反新自由主義政党を国会で大きくする、運動の声を国会に反映させる仕組みを

むすびに代えて

保守支配層も苛立ち焦っている、消費税を止め、TPPを止め、原発を止めれば事態は変わる

始まった新自由主義競争、新自由主義サイクルをまず止める

今度は私たちが立ちあがる番だ

参考文献

渡辺治『憲法9条と25条・その力と可能性』かもがわ出版

井上英夫・後藤道夫・渡辺治『新たな福祉国家を展望する』旬報社

対論「ゼロの会」講演資料

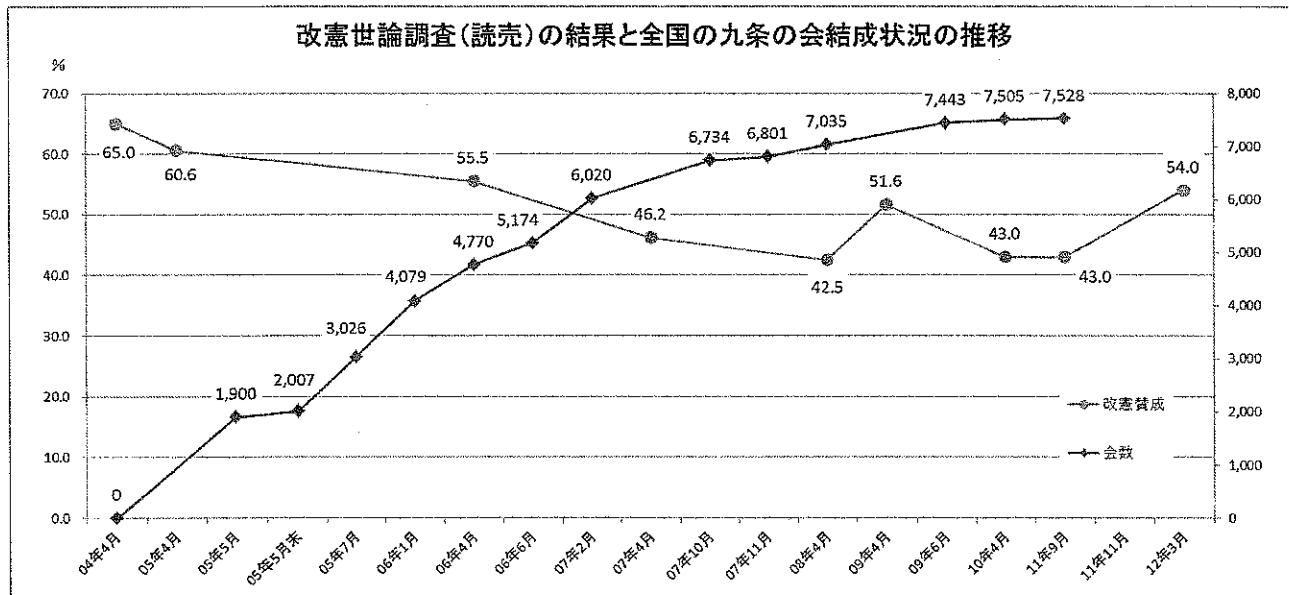
2012. 06. 02. 渡辺 治

(資料1) 九条の会の発展と世論の変化

年	結成数・活動状況	備考・内訳
2004. 04	改憲世論調査（読売）	賛成65%、反対22.7%
2004. 6. 10.	九条の会呼びかけ	
2004. 7. 29.	発足記念講演会（ホテルオークラ）	1000名
2004. 9. 18.	九条の会大阪講演会	3700名
2004. 9. 25.	九条の会京都講演会	2000名
2004. 11. 21.	九条の会宮城集会	4500名
2004. 11. 25	九条の会札幌講演会	3000名+500名
2004. 12. 01	九条の会那覇集会	2000名
2005. 02. 25.	九条の会横浜講演会	5000名
2005. 03. 12.	九条の会広島講演会	
2005. 03. 19.	九条の会福岡講演会	3000名
2005. 2. 23.	女性九条の会発足	この日まで678名賛同
2005. 04	改憲世論調査	賛成60.6%、反対26.6%
2005. 05. 22.	九条の会数1900	
2005. 05末	九条の会数2007	
2005. 07. 30.	有明講演会 九条の会数3026	9500名
2006. 01. 05.	九条の会数4079	
2006. 03	高知県三崎九条の会過半数署名	九条の会65号
2006. 04. 24.	九条の会数4770	九条の会68号
2006. 04. 08.	改憲世論調査（読売）	賛成55.5%、反対32.2%
2006. 06. 10	第1回全国交流集会 九条の会数5174	
2006. 09. 26	安倍内閣発足・任期中の改憲公約	
2007. 02. 01.	九条の会数6020	
2007. 04.	改憲世論調査（読売）	賛成46.2%、反対39.1%
2007. 10. 18.	九条の会数6734	
2007. 11. 24.	第2回全国交流集会 九条の会数6801	
2008. 04. 25	九条の会数7035	
2008. 04. 06	改憲世論調査（読売）	改憲賛成42.5%、反対43.1%
2008. 06. 21	第5回九条の会憲法セミナー	岐阜650名
2008. 11. 24	第3回全国交流集会 九条の会数7294	

2008. 07. 12	第6回憲法セミナー	宮崎1500名
2009. 04. 03	改憲世論調査(読売)	賛成51.6%、反対36.1%
2009. 06. 02	九条の会講演会 九条の会数7443	
2009. 09. 16	民主党鳩山内閣発足・普天間国外移転主張	
2009. 11. 05	第7回憲法セミナー	別府564名
2009. 11. 07	第8回憲法セミナー	旭川745名
2009. 11. 23	第9回憲法セミナー	福井516名
2010. 04. 09	改憲世論調査(読売)	賛成43%、反対42%
2010. 04. 22	九条の会数7507	
2010. 10. 30	第10回憲法セミナー	松江
2010. 06. 19	九条の会講演会	
2011. 06. 04	九条の会講演会	
2011. 09. 13	改憲世論調査(読売)	賛成43%、反対39%
2011. 11. 19	第4回全国交流集会 九条の会数7528	
2012. 03. 19	改憲世論調査(読売)	賛成54%、反対30%

(資料1-2) 九条の会結成数と世論の変化



(資料2) マニフェスト2007 (抄)

今こそ、まともな政治を

では今の日本に「政治」はあるか?

自由競争と改革という美名のもと、

国民は一方的に重い負担を強いられ、様々な格差が社会を壊そうとしている。 . . .

国民の生活が第1。

人が、くらしが、地域が壊れていく。

地方と大都市の格差は深刻だ。

日本人の故郷である地方を建て直す。ここからすべてが始まる。 . . .

1 くらし

10. 最低賃金の大幅引き上げ

現行の最低賃金は年に1円から5円しか上がっておらず、地域によってはフルに働いても生活保護水準を下回るなど、ワーキングプア（働いても生活が困窮する状態）を生み出す要因のひとつとなっています。民主党は、まじめに働いた人が生計を立てられるよう、最低賃金の大幅引上げをめざし、「最低賃金法改正案」を提出しました。

主な内容は、①最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とし、②すべての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(時給800円を想定)、③全国最低賃金を超える額で各地域の「地域最低賃金」を設定、④中小企業における円滑な実施を図るために財政上・金融上の措置を実施することなどで、3年程度かけて段階的に地域最低賃金を引き上げ、全国平均を時給1,000円にすることをめざします。

12. 月額2万6000円の「子ども手当」、出産時にさらに助成金

子育て支援をすすめる一環として、扶養控除や配偶者控除、配偶者特別控除を見直し、行財政改革の断行により、子ども手当（児童手当）を充実させます。子どもが育つための基礎的な費用（被服費、教育費など）を保障すべきとの観点から、中学校卒業までの子どもに、一人あたり月額2万6000円を支給します。

14. 高校・高等教育の無償化

高等学校は、希望者全入とし、無償化します。すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて高等教育（大学・大学院等）を受けられるよう、国際人権規約に基づき、高等教育の無償化を漸進的に導入し、奨学金制度など関連諸制度を抜本的に拡充します。

15. 希望者全員が生活費も含めて借りられる奨学金制度の創設

大学、大学院等の学生を対象として、希望者全員が、最低限の生活費を含めて貸与を受けられる奨学金制度（借り入れ限度額を年間300万円と想定）を創設します。このことにより、親の仕送りがゼロでも、誰もが大学等で学ぶことができ、さらにいったん社会人となっても意欲があれば大学等で学び直すことができます。また、子どもの教育費負担を抱える40歳代から50歳代の保護者の可処分所得が大幅に増え、消費に回ることから、景気の拡大も期待されます。

2 食と農政

2. 全ての販売農家に所得補償し 国産農産物を確保

農産物の国内生産の維持・拡大と、世界貿易機関（WTO）における貿易自由化協議及び各国との自由貿易協定（FTA）締結の促進を両立させます。そのため、国民生活に必要な食料を生産し、なおかつ農村環境を維持しながら農業経営が成り立つよう、「戸別所得補償制度」を創設します。

政府が行おうとしている直接支払制度は、一部の大規模農家などに限定した政策であり、これでは食料の安定供給、自給率向上もおぼつかません。民主党はこれを抜本的に転換し、農業・農村を活性化するため、原則として全ての販売農家に戸別所得補償を実施します。総額は1兆円程度とし、米・麦・大豆・雑穀・菜種・飼料作物などの重点品目を対象にします。その際、農地を集約する者への規模加算、捨てづくりにならないための品質加算、棚田の維持や有機農業の実践など環境保全の取り組みに応じた加算などを実施します。（略）

3 経済・中小企業

この中小企業憲章は現行の中小企業基本法と異なり、中小企業対策を経済政策の中心として位置づけ、経済産業省・中小企業庁のみならず、文部科学省、総務省、厚生労働省をはじめ国全体を挙げて、強力に取り組むための基本方針となります。

不当廉売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」を防止するため、「中小企業いじめ防止法」を新たに制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止するとともに、独占禁止法の見直しや厳格な運用を行い厳正に対処します。さらに、公正取引委員会の機能強化と体制充実を図ります。

最低賃金の引き上げを円滑に図るための金融・税制上の支援など、中小企業対策予算を現行の約3倍にします。また、中小企業向け法人税の税率の半減や、事業承継税制の軽減などを検討します。

6 外交・防衛

2. 国民不在の在日米軍再編

在日米軍再編は、国民に大きな負担を強いることから、国民の理解と基地負担を抱える地元の理解が必須です。国会や地元自治体、住民からの強い説明要求を無視し、日米政府間合意を優先させた自公政権の手法は、日米同盟の最大の基盤である国民の信頼を損なうものです。

民主党は、在日米軍再編の経費総額、再編交付金の交付に際し自治体の受け入れ表明を条件とするとの問題、在沖米海兵隊のグアム移転経費を日本国民の税金で負担すること等について、問題点を解消するよう求めてきましたが、政府は誠意ある回答を全く示そうとしません。国会の関与なくして、米国の言いなりに資金を提供することにならないよう、徹底的に問題点を追及します。また、納税者の視点とシビリアン・コントロールを果たしていく見地、及び基地負担軽減への配慮から、アジア太平洋地域の安全保障における米軍のあり方や在日米軍基地の位置付けについて検討します。

(資料2-2) 民主党政権政策マニフェスト2009(抄)

21. 後期高齢者医療制度を廃止し国民皆保険を守る

【政策目的】

○年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。

○医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体策】

○後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。

○被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

【所要額】 8500 億円程度

39. 製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る

【政策目的】

○雇用にかかる行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図る。

○日本の労働力の質を高め、技術や技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。

【具体策】

○原則として製造現場への派遣を禁止する(新たな専門職制度を設ける)。

○専門業務以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る。

○2ヵ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止とする。

○派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する。

○期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設する。

国民の自由闊達な憲法論議を

憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義です。決して一時の内閣が、その目指すべき社会像やみずから重視する伝統・価値をうたったり、国民に道徳や義務を課すための規範ではありません。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民皆さんに責任を持って提案していきます。民主党は2005年秋にまとめた憲法提言を下に、今後も国民の皆さんとの自由闊達な憲法論議を各地で行ない、多くの皆さんに改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していきます。

(資料3) 日本経団連「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言」

1 はじめに

(前略)これまで政府は、「基本方針2006(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006)」で示された方針に沿つて、各分野にまたがる歳出削減を進めてきた。元来、基本方針2006では、歳出削減、歳入改革、成長力強化策をセットで講じることとされている。歳出削減の着実な実行は今後も不可欠であるが、それだけでは社会保障制度の機能強化や成長力強化に必要な施策を実現することは困難である。むしろ、歳入改革が先送りされたため、歳出削減が半ば自己目的化し、強引な辻褄あわせが行われたり、わが国の社会保障に対する国民の不安や不信の一因となっていることは否めない。

また、わが国の税体系は、個人所得税や法人税といった直接税に偏重している。今後、社会保障制度を国民全体で支えるとともに、経済の活力を維持・強化していく上では、消費、所得、資産などの各方面にわたってバランスのとれた税体系を確立することが求められる。

以上の観点に立てば、いま必要なことは、税・財政・社会保障制度の全体を見通し、歳出構造の改革と税体系の見直しを、同時かつ一体的に進めていくことである。世界経済の先行きが不透明となり、わが国の発展への懸念が拡大しつつある今こそ、中長期的な観点に立って、国の将来像を見据えた改革の道筋を明らかにし、国民的な議論を喚起すべきである。(以下略)

2. わが国を取り巻く環境変化と課題

(1) 安心できる社会保障制度の確立と抜本的少子化対策の実行

1. 社会保障制度の機能強化と持続可能性の確立

(前略)安心できる社会保障制度の確立は、目下の国民の最大の関心事項であるが、わが国が人口減少社会に入る中で、制度の根本からの見直しを行わない限り、中長期的な持続可能性を確保し、国民からの信頼回復、将来不安の解消を図ることは不可能である。わが国の人ロ構成を見ると、現状の少子化傾向を大幅に改善できなければならぬという、世界に類をみない超高齢社会となる。しかし、わが国の社会保障制度は、高度成長期に形作られた、世代間扶養の考え方に基づいている。現役世代や企業の保険料に過度に依存する現行制度を維持したままで、中長期的な制度の持続可能性確保と経済活力の向上という課題を両立させていくことは、もはや困難となっている。

(2) 財政の健全性確保

財政の健全性確保は、国民生活に必要となる様々な政策を、適切かつ安定的に遂行していく上で、欠かせない要件である。しかるに、わが国は國・地方を合わせた長期債務残高は、対GDP比148%(2008年度末)と、先進国中最悪の状況にあり、依然としてその抑制の目処はたっていない。現役世代の数が今後減少していく中で、これから生まれてくる将来世代に巨額のツケをまわす現在の財政の構造は、もはや持続不可能である。歳出・歳入両面にわたる構造的な見直しを行うことにより、政府債務残高の対GDP比を安定的に低下させていかなければならない。中長期的には、財政収支を黒字化し、債務残高の絶対額の増加に歯止めをかけることを目指すべきである。(後略)

3. 税・財政・社会保障制度の一体改革の推進

上記の諸課題に真の意味で対処していくためには、今後10~20年程度を見通して、わが国の目指すべき将来像を明確に示しつつ、税・財政・社会保障制度を一体的に見直していく必要がある。

(1) 社会保障制度の将来像の確立

(前略)今後、少子高齢化が一層進展する中で、安心で信頼できる社会保障制度を実現していく上では、現役世代の負担に過度に依存する現行の財源方式を改め、国民全体で広く支えていく方向に見直さなければならない。その際、負担

をできる限り将来世代に先送りすることなく、社会を構成する現世代の人々の間で分からち合っていくこと、また、直接税に偏重し安定性を欠いている現在の税収構造を、バランスのとれた体系としていくことが、とりわけ重要である。

こうした観点からは、増大する社会保障費用を消費税で賄うということが不可欠である。この場合、中長期的には消費税率が欧州主要国並みの水準になることは不可避である。こうした点を念頭に置きつつ、中長期的に安心で持続可能な社会保障制度をどのように実現していくべきか、国民的な議論を速やかに行っていく必要がある。

(2) 税体系の抜本的改革

次に、待ったなしの課題として、これまで先送りされてきた税体系の抜本的改革が挙げられる。既述の通り、わが国は少子高齢化・人口減少とグローバル化という大きな構造変化に直面しているにもかかわらず、現行の税体系は、これらの環境下において持続可能な形とは言い難い状況にある。国民の安心・安全を支え続けるために必要な財源を確保するとともに、個人や企業の活力を高めていく税体系の確立に向け、税制の抜本改革が急がれる。

現在、わが国の税収は、個人と法人に対する所得課税が6割弱、消費課税が3割弱、資産課税が1割強の構成となっています。このため、景気変動による税収の増減が著しく、国の運営を支える財政基盤として極めて不安定である。今後の急激な人口減少下においても安定した歳入基盤を確立するためには、欧州諸国に見られるように、消費税の役割を一層拡大し、税収構造自体を消費、所得、資産の各課税のバランスがとれた体系へと改革していく必要がある。（中略）

(3) 当面の一體改革の具体策

② 大胆な所得税減税と消費税率引き上げの一體的な実施

消費税率の引き上げ

年金をはじめとする社会保障制度や少子化対策、所得税減税や軽減税率導入、地域活性化、さらに基礎的財政収支の黒字化を見据えると、最低でも5%の引き上げが必要と考えられる。その際、経団連が究極の構造改革と位置づける道州制の導入を見据え、疲弊した地方の財源確保と活性化に資するよう、国7%、地方3%の配分とすることによって地方消費税の拡充を図ることが適当である。なお、国・地方を通じた税制のあり方については、2012年度以降の一體改革の第二フェーズにおいて地方交付税の見直しや水平的調整を行うための地方共有税の創設などを含め、抜本的な見直しを進めるべきである。

社会保障番号を活用した納税者番号制度の導入

また、税制の公平性、効率性を高める上で早急に具体化すべき課題として、納税者番号制度の導入がある。納税者番号制度は、プライバシー やセキュリティーなどの問題から、国民的な合意に至らずに先送りされてきた課題である。しかし、ICTの革新的な進歩が続くなか、世界最先端の電子行政を確立することは社会の効率性や生産性の向上に資するのみならず、内需刺激の起爆剤にもつながる。社会保障番号との共通化を図ることで、これまで税制面と社会保障負担・給付で区々に行われてきた政策の幅が、限られた資源のなかで大きく広がることが期待される。

③ 国際的整合性をふまえた法人実効税率の引き下げ

消費税率の引き上げにより少子高齢化社会における持続可能な税体系の構築を図ったとしても、一方で、BRICS諸国も含め急速に進展するグローバル化への税制上の対応を怠れば、わが国の発展は覚束ない。最大の課題は、諸外国で進む法人実効税率引き下げ競争への対応である。欧州諸国では、自国企業の競争力強化や企業立地促進のために法人実効税率の引き下げが相次いでおり、いまやEU平均で28%とわが国（約40%）との税率差は10%以上にも及んでいる。この税率差は、わが国企業の競争力のみならず、ビジネス拠点としての日本の魅力を著しく低下させており、今後わが国的重要課題である対内投資促進の大きな障害となっている。国際的な整合性を踏まえ、法人実効税率を早急に引き下げていくことは、税制抜本改革の主要課題である。（以下略）

(資料4) 社会保障国民会議最終報告 2008.11.04

2 社会保障改革の基本的視点

2000年以降の医療・年金・介護などに関する一連の「社会保障構造改革」により、社会保障制度と経済財政との整合性、制度の持続可能性は高まった。

しかしながら、今日の社会保障制度は、少子化対策への取組の遅れ、高齢化の一層の進行、医療・介護サービス提供体制の劣化、セイフティネット機能の低下、制度への信頼の低下等の様々な課題に直面している。

「制度の持続可能性」を確保していくことは引き続き重要な課題であるが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、「必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保障の機能強化」」に重点を置いた改革を進めていくことが必要である。

3 社会保障の機能強化のための改革

(1) 社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方

□ 自立と共生・社会的公正の実現

私たちの社会は、個人の自助・自律を基本とし、一人一人の安全と安心は、相互の助け合い・連帯によって支えられている。社会的な連帯・助け合いの仕組である社会保障制度は、「所得再分配の機能」を通じて、給付の平等・負担の公平という「社会的公正」を実現するものである。

□ 持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重

団塊世代が75歳になる2025年以降を見通し、長期にわたって持続可能な制度の構築を追求する必要がある。同時に、社会保障制度は、人々の暮らしや価値観の変化に対応した制度であるべきであり、個人の職業選択、就労形態や生き方の選択によって制度の適用、給付や負担に不合理な格差が生じるようなことがあってはならない。

□ 効率性・透明性

社会保障制度は効率的で、簡素で分かりやすいものであることが必要である。

□ 公私の役割分担・地域社会の協働

公的な支えである社会保障制度とともに、一人一人が地域社会の一員として様々な地域社会の支え合い・助け合いの仕組に参加し、共に支え合っていくことが重要である。

□ 社会経済の進歩・技術革新の成果の国民への還元

技術革新の成果がサービスの効率化や質の向上に活かされることが必要である。

□ 給付と負担の透明化を通じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成ライフステージの各段階で、自分の人生設計と社会保障がいかに密接に関わりっているかを分かりやすく明示されることは、社会保障に対する理解を深め、制度への信頼や改革への合意、必要な負担への納得を形成していく上でも非常に重要である。

□ 当事者として国民全体が社会保障を支えるという視点の明確化

社会保障制度においては、国民一人一人が給付・負担の両面で社会保障の当事者であり、社会保障の給付を受けサービスを利用する権利があると同時に社会保障制度を支えていく責任を負っている。制度運営に参加することも国民の権利であり責任でもあり、その実現が図られるよう政府は常に最大限の努力をすべきである。

(資料5) 社会保障・税の一体改革成案 2011年7月1日閣議報告

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ~「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

- ① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限發揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。
- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時にを行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。

III 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。（以下略）

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記（1）～（3）を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

IV 税制全体の抜本改革

(2) 法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

(3) 消費課税

消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

参考 日本国憲法条文抜粋

第二章 戦争の放棄

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第一三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2)　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(2)　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

(2)　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

(3)　児童は、これを酷使してはならない。

第二八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第八章 地方自治

第九二条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九三条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

(2)　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九四条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九五条　一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

社会保障基本法二〇二一

前文

日本国憲法第二五条は、その第一項において、すべての「国民」が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有していることを高らかに宣言し、この権利を受けて、同条第二項は「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定して、日本にくらすすべての人々が人間の尊厳にふさわしい生活を営むための国及び地方自治体の責務を明らかにした。また、憲法第一三條は、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳つた。第二五条をふまえれば、第一三條は、すべての人が「健康で文化的な」生活を保障されることを通じて、「個人として尊重され」、「生命、自由」や「幸福追求」を実現する権利を保障されることを想定するものであつた。

しかしながら、この憲法が制定されてから六四年を経て、なお私たちの前には、日本にくらすすべての人々が「健康で文化的な」生活を営み、その多様な個性にしたがつて「個人として尊重され」、「自由」と「幸福」を追求しているとはほど遠い現実が広がつてゐる。

とりわけ近年では、企業のリストラ、非正規化により多数の失業者、非正規労働者が生まれ、職場の労働条件の悪化、さらには不況による中小・零細企業の倒産などにより貧困が増大している。さらに、この間の「構造改革」を名とする施策の展開によつて、社会保障の諸制度は大きく改変され、貧困が改善をみないどころかその深刻化を促進し、貧困に伴う児童虐待、餓死、自殺という、およそ世界有数の経済大国では考えられない悲惨な事態が後を絶たない。憲法第一三條、第二五条が保障した人権はいつたいどこへ行つたのかと疑われる状況すら現出している。

二〇一一年三月一一日に発生した東日本大震災それに伴う福島第一原子力発電所の事故は、数多くの尊い命と膨大な人々の、仕事、雇用、住宅をはじめとした一切の暮らしを奪い去つた。三万人を超える死者・行方不明者に加え、二〇一一年八月末現在、なお八万人を超える人々が避難生活を余儀なくされており、被災企業、関連企業の倒産、被災による営業の破綻による失業、生活困難も大量に発生している。構造改革による試練に加え三月一一日の事態も、憲法第二五条にその存在と力を試す大きな試練を与えた。

かかる状況の下、本法は、改めて、憲法第二五条などが保障する人権の内容並びに社会保障の制度の内容と輪郭を明らかにして、すべての人々が、健康で文化的な生活を営むためにいかなる諸権利を行使することができるか、どのような制度を利用することが保障されているかを確定するとともに、国や地方自治体が、人権を実現するためにいかなる責務を有しているかをも具体的に指し示した。

同時に本法は、憲法第二五条などに加え、日本が一九七九年に批准した国際人権規約をはじめとする国際諸条約に規定された諸人権の内容を具体化したものである。

この法律に基づいて、社会保障領域のあらゆる既存の法律、条例、制度を厳しく見直し、憲法第一三條、第二五条、国際諸条約の保障する人権を侵害する諸施策を廃止し、これら人権の実現のための強力な施策が実行されることを期待して、この法律を制定する。

第一章 本法の内容・社会保障の定義と範囲

(社会保障基本法の内容と役割)

第一条 この法律は、以下の内容をもつ。

一 この法律は、憲法第二五条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため不可欠な社会保障の輪郭と水準並びに、かかる人権を具体化した個別的諸権利を明らかにし、そ

れら社会保障の諸領域で貫徹されるべき特に重要な原則を列記する。

二 この法律は、社会保障の実施に関する国及び地方自治体の責務並びに企業の責務を明らかにする。

三 この法律は、社会保障制度を権利として使うために不可欠な手続的権利と制度を規定する。

2 すでに制定されている、また将来制定される社会保障領域の個別実定法並びにそれに基づいてつくりられている制度やその運用は、この法律で規定した内容及び原則に従つて、たえず点検と見直しがなされなければならない。

(国際諸条約への依拠)

第二条 この法律が明らかにしている人権の内容、原則、水準は、日本国憲法のみならず、国際人権規約等の国際諸条約の規定した諸人権の内容を具体化したものであり、この法律の解釈並びに既存の実定法、制度運用の解釈に際しては、憲法とともに、これら諸条約が基準とされなければならない。

(社会保障の定義)

第三条 この法律でいう社会保障とは、憲法第二五条が人権として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」を、この国にくらすすべての人（以下すべての人と略称する）に、公的責任で平等に保障する制度であり、それを通じて、憲法第一三条が保障する幸福追求の権利、人間の尊厳にふさわしい人生を選択し決定する権利を充足しようという制度である。

(社会保障給付の方法による社会保障の範囲と分類)

第四条 社会保障は、すべての人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、以下の四つの制度原理・方法に基づき、その給付を行う。

一 公的扶助

「公的扶助」は、最低生活費以下に陥つたすべての人に対し、その申請に基づいてあるいは職権で、その費用を公費で賄うことにより、最低生活費を保障する制度である。生活保護制度が代表的な公的扶助である。

二 社会保険

「社会保険」は、対象となる人々に保険という制度への加入と保険料等の拠出を義務づけ、企業の負担、公費の投入により、失業、労災、老齢、疾病などに際して、従来の生活の維持あるいは生活への復帰を保障する制度である。雇用保険、労働者災害補償保険、年金保険、医療保険、介護保険などからなる。

三 社会福祉サービス

「社会福祉サービス」は、障害、養育など社会的不利を負つているすべての人、公費で、医療や社会的サービスの現物給付、支援を行うことを通じて、人間の尊厳にふさわしい生活を保障する制度である。保育、障害のある人への福祉などからなる。

四 社会手当

「社会手当」は、子育てなど、社会が扶養すべきであると判断した特定の費用を、公費で現金を給付することにより経済的に支援し、その生活を保障する制度である。子ども手当、児童扶養手当などはこれにあたる。

(享受できる社会保障の領域・対象による社会保障制度の範囲と分類)

第五条 すべての人は、健康で文化的な生活を営むために、以下の社会保障の諸制度を享受することができる。

一 所得保障

「所得保障」とは、生活困窮、家族の死亡、老齢、疾病、障害、失業、労働災害、低賃金・低収入などにより生活困難に直面したすべての人が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、年金、社会保険、遺族補償、社会手当及び公的扶助などの現金給付により、生活保障を行う制度である。

二 医療保障

「医療保障」とは、すべての人が健康に生きる権利を実現するために、疾病、負傷、分娩、老齢、

障害、労働災害などの場合に、医療の給付、休業補償等により疾病等の治癒、健康の回復への努力を保障する制度である。

三 保健事業

「保健事業」とは、すべての人が健康に生きる権利を実現するために、国及び地方自治体の責任で行われる、疾病への罹患・拡大を予防する生活・労働環境づくり、健診、保健知識の普及、予防接種、リハビリテーションなどの事業をいう。

四 居住保障

「居住保障」とは、良好な居住を享受する権利はすべての人が健康で文化的な生活を営む基礎的で前提であるという見地から、公的責任で行う住宅の確保、既存住宅の改善並びに、家賃補助などの経費保障などをいう。

五 障害のある人の生活保障

障害のある人は、人間の尊厳にふさわしい生活を営めるよう、医療・介護・福祉サービス、社会手当、年金などにより、その生活を保障される。

六 高齢者の介護・生活保障

すべての高齢者は、人間の尊厳にふさわしい生活を営めるよう、年金、社会手当、介護保障などを通じて、その生活を保障される。

七 子どもの発達保障・生活保障

すべての子どもは、人間の尊厳にふさわしい生活を保障され、その可能性を發揮することができるように発達する権利をもっている。子どもたちのもつかかる権利を実現するため、すべての子どもは、公的責任で提供される、保育などのサービス給付、児童養護施設などの整備、虐待の防止・救済のための諸施策、社会手当などにより、その生活と発達を保障される。

第二章 社会保障の権利と原則

(社会保障の権利を持つものの範囲・無差別平等原則)

第六条 社会保障は、国籍のいかんにかかわらず日本にくらすすべての人が、それを受給する権利を有する。

2 社会保障を受ける権利は、人種、言語、宗教、性、性的志向、年齢、障害があるかないか、資力の多寡、職業、並びに雇用や稼働能力の有無などにより差別せず、すべての人に対する尊重を保障されなければならない。

(普遍主義的給付の原則)

第七条 すべての人は、健康で文化的な生活を営むために必要な社会保障の給付を国及び地方自治体に対して請求する権利を有する。

2 すべての人は、社会保障の給付を受けるに際して、個人として尊重され、その各人に応じた多様な必要を充足する内容と水準、人間の尊厳にふさわしい手続を保障されることを求める権利を有する。

(必要充足の原則)

第八条 社会保障を必要とするすべての人は、その人権を平等にかつ人間の尊厳にふさわしく享受できるよう、社会保障の対象とされなければならない。

2 社会保障給付は、公的扶助を除き、その給付を受ける必要があると判断された場合には、原則として、所得の如何にかかわらず、その給付が保障されなければならない。

3 公的扶助のように、最低生活費以下の人々に対して行う給付の場合にも、必要な調査は人間の尊厳を充足し人権保障にふさわしい形で、必要最小限で行われなければならない。

第九条 社会保障は、すべての人に対し、その必要に応じた現金、現物給付によって、人間の尊厳にふさわしい生活水準を保障しなければならない。それぞれの給付は、それが想定する必要をそれぞれの人

に対し十分に満たす水準でなければならない。

2 基礎的社会サービスの給付の必要性の判断、さらにはどういった給付がどれだけ必要かの判断は、利用者の意思を尊重しつつ、医師、ケアワーカー、保育士、ケースワーカーなど社会保障に従事する専門家の専門的判断によつてなされねばならない。その給付は、財政上の理由から制限されではならない。

(基礎的社会サービスの現物給付原則)

第一〇条 保育、医療、高齢者介護、障害のある人への福祉、初等・中等教育、職業訓練、など人間の尊厳にふさわしい生活を営むのに不可欠な、基礎的社会サービスは、国及び地方自治体の公的責任において、現物で給付されねばならない。

2 介護保険法は、基礎的社会サービスに、サービス購買費補助すなわち現金給付を導入することで、高齢者的人権保障に欠けるところがあり、第一項の原則に従つて見直されねばならない。廃止が決まつている障害者自立支援法の現金給付制度は、新法においては現物給付原則に基づいた制度に変えられなければならない。

(ナショナルミニマム保障の原則)

第一一条 ナショナルミニマムとは、所得、基礎的社会サービス、生活基盤、居住環境など人間の生活の領域ごとに国が定めた、憲法が保障する人間の尊厳にふさわしい生活を営むための最低水準をさす。

2 国は、ナショナルミニマムの基準の設定、ナショナルミニマムを保障するための諸制度・措置の、直接あるいは地方自治体と共同しての管理・運営、そしてナショナルミニマムを保障するための財源保

障の責任を負う。また、国は、社会の進展に応じ、ナショナルミニマムの水準並びに範囲につき不斷にその見直しを行い、その保障のための施策が遺漏ないかを点検し改善する責務を有する。

3 地方自治体は、当該地域において国と共同してナショナルミニマムを保障・実現する責務を有するとともに、住民の同意を得つつナショナルミニマムを超える施策を行う権限を有する。

4 ナショナルミニマムは、この法律が規定する社会保障の諸領域に止まらず、教育、環境、雇用、防

災等の領域においても、保障されねばならない。

(社会保障の実現に関する国及び地方自治体の責務)

第一二条 国及び地方自治体は、すべての人が健康で文化的な生活を営めるよう、共同して重層的に、第四章で定める社会保障施策をはじめ必要な措置を講じなければならない。

2 国は、ナショナルミニマムの保障のために必要な社会保障の最低水準を設定し、必要な場合には社会保障制度を直接にあるいは地方自治体と共同して管理・運営する責任を有し、かつその管理・運営に伴い必要とされる財政について、それを支出する最終的責任を有する。

3 市町村は、住民にもつとも身近で住民自治をになう基礎的自治体であるという性格に照らし、国及び都道府県と共同して社会保障の管理・運営に携わることを通じて、ナショナルミニマム確保の責務を有する。

4 都道府県は、国及び市町村と共同し、とりわけ、市町村では実施が困難な広域的施設の設置、制度の創設と、市町村間の地域格差是正、公私格差是正に携わることを通じて、ナショナルミニマム確保の責務を有する。

5 国及び地方自治体は、貧困対策をはじめとする社会保障施策が十分機能しているか、その現状を絶えず明らかにするため、貧困の実態その他につき、定期的に調査並びに国際比較を行い、その結果を公表しなければならない。

6 国及び地方自治体は、本条各項の施策の実施とりわけ社会保障の水準の決定・見直しに際しては、あらゆる方法で当事者参加を確保しなければならない。

(社会保障施策の財政上の考慮への優越)

第一三条 国及び地方自治体は財政上の考慮を理由として、その制度を改変したり、あるいは財政上の理由からすべての人の権利を制限してはならない。

(社会保障制度実施に関する企業の社会的責務)

第一四条 企業は、自らが雇用する労働力の再生産に責任を有しているだけでなく、労働力が常に一定の水準で豊富に存在していることを前提にその事業活動をなしていふことを踏まえ、そうした水準の高い労働力を維持し養成する社会保障の存続・拡充に、特別の責務を有する。

2 企業は税並びに社会保険料の負担という形での責務を果たさねばならない。

3 国は社会保障制度の実施・運営に関し、本条の原則をふまえ、企業に対し適切な負担を求めなければならない。

(社会保険料・保険税の応能負担原則)

第一五条 社会保険の実施に際し、対象者に保険料（あるいは保険税）を徴収する場合には、所得に応じた応能負担原則に基づかねばならない。

2 前項の原則に基づき、国民健康保険等における応益割りは廃止しなければならない。

(費用負担の減免を求める権利)

第一六条 すべての人は、国及び地方自治体が前条に基づき、介護保険、国民健康保険、国民年金保険の保険料（保険税）を徴収する場合において、その負担が自らの生活を圧迫するおそれがあるときは、国及び地方自治体に対しその負担を減額ないし免除することを請求することができる。

2 第一項の権利に対応し、国及び地方自治体は、当該社会保険料（社会保険税）の請求に際し、最低生活費を基準にして、それら負担の減免制度を設けなければならない。また法律に減免制度の規定のある場合には、地方自治体は、ただちにその制度を具体化しなければならない。

3 前項の趣旨に基づき、東日本大震災の被災者に対する行なわれている社会保険料の納付期限延長、免除に関する特例措置について、国及び地方自治体は恒久的措置に発展させなければならない。

(基礎的社会サービスの利用料無料)

第一七条 保育、医療、高齢者介護、障害のある人への福祉、初等・中等教育、職業訓練、など人間の尊厳にふさわしい生活を営むのに不可欠な、基礎的社会サービスにおいては、国及び地方自治体は、利用者から利用料その他の費用を徴収してはならない。

この規定に反する、医療の、いわゆる「窓口負担」、介護保険における利用料、障害のある人への福祉における利用料、保育における費用徴収は速やかに廃止しなければならない。

2 東日本大震災の被災者に対する一部負担金、利用料の猶予、免除措置は、前項の趣旨に沿つて、すべての人々に対する恒久的措置に発展させねばならない。

(社会保険の社会保障制度的運用義務)

第一八条 国及び地方自治体は、社会保険の保険料負担を徴収して社会保障給付を行う場合においては、すべての人に公的責任で給付を保障するという社会保険の原則を貫徹し、いやしくも、保険の原理にならって保険料の負担と給付を連関づけ、負担と給付を引き替えにするような運用をしてはならない。

2 前項の原則に基づき、この義務に違反する国民健康保険等の資格証明書、短期保険証の発給などの運用はただちに廃止しなければならない。

3 第一項の原則に基づき、高齢者医療確保法並びにそれに基づく後期高齢者医療制度は、ただちに廃止しなければならない。

4 第一項の原則に基づき、介護保険制度を見直さなければならぬ。

(社会保障給付提供主体の非営利原則)

第一九条 医療、保育、障害のある人への福祉サービス等のサービス提供事業は、非営利で行わなければならない。

2 医療、介護、保育、障害のある人への福祉サービス等すでに営利企業の参入を認めている領域では、国及び地方自治体は、社会保険従事者の権利保護など営利企業に伴う弊害是正のための緊急の措置を執り、速やかに非営利事業への移行を進めなければならない。

(社会保障従事者の権利)

第二〇条　すべての人が健康で文化的な生活を営めるよう、社会保障の制度を享受するには、社会保障制度の運営・実施に携わる人々（以下、社会保障従事者と呼ぶ）が、人権保障のない手として、人間の尊厳にふさわしい待遇と権利を保障されなければならない。

2　国及び地方自治体は、医療、介護、障害のある人への福祉、保育等をふくむ社会保障従事者の安定的確保、その労働権保障、人権保障のない手としての専門性を確保・増進するための技能の養成に必要な施策を講じなければならない。

第三章 手続的権利と制度

(国及び地方自治体の教示義務と説明義務)

第二一条　国及び地方自治体は、相互に連携して、社会保障制度の内容、給付の詳細、申請方法など、利用者の立場に立つて、周知徹底するため必要十分な広報を実施しなければならない。

2　国及び地方自治体は、その申請、相談を受けたときは、必要とする社会保障給付の内容及び申請手続きを親切に教示しなければならない。

(すべての人が説明を求める権利)

第二二条　すべての人は、国及び地方自治体に対し、自ら利用可能な社会保障制度に関する説明を求める権利を有する。

2　すべての人は、国及び地方自治体から受けた教示及び説明が不十分であつたり不正確であつたときは、それによって生じた損害の賠償を国及び地方自治体に請求することができる。

(社会保障制度委員会)

第二三条　国は、社会保障制度の改善、運営、実施に関する第三者機関として、内閣総理大臣の下に、社会保障制度委員会を設ける。

2　内閣総理大臣並びに関係各大臣は、社会保障制度の企画、立法の改廃、給付内容の変更、運営の大綱の決定・変更を行う場合には、あらかじめ、社会保障制度委員会に諮らなければならない。

3　社会保障制度委員会は、ほかに社会保障制度に関し、必要と認めるときは、調査、審議、勧告を行うことができる。

4　社会保障制度委員会の構成は別に法律で定めるが、社会保障制度の給付を受ける当事者を代表するものが過半数を占めなければならない。

(社会保障委員会)

第二四条　国及び地方自治体は、社会保障制度の運用、負担、給付に関するすべての人の苦情、不満を審査する独立行政委員会として、社会保障委員会を設ける。

2　すべての人は、国及び地方自治体が社会保障給付の請求を拒否した時は給付内容を不利に変更したときは、六ヶ月内に社会保障委員会に対し審査請求を申し立てることができる。

3　社会保障給付の実施主体が民間事業者であつても、それが公的資金によって運用され、あるいは公的資金から報酬等を受けている場合は同様とする。

4　社会保障委員会への審査請求は、当該行政庁への不服申し立ての前でも行うことができる。すべての人は、当該処分に対し、社会保障委員会への審査請求を経ずして訴訟に訴えることができる。

(法律扶助およびあつせん)

第二五条　国及び地方自治体は、すべての人が、前条による審査請求を行うに際しました訴訟の提起に際し、弁護士又はそれに代わる相当な資格を有したものに相談しあるいは争訟を依頼することを望んだときは、適切な者をあつせんし、必要な場合にはその費用を援助しなければならない。

第四章 社会保障の領域と特有の原則

(所得保障)

第二六条 国及び地方自治体は、生活困窮、死亡、老齢、障害、失業、労働災害、低賃金、低収入などで直面したすべての人に、年金、手当及び公的扶助などの給付により所得保障を行い、その生活が健康で文化的な最低限度を維持されるよう、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の所得保障は、すべての人の健康で文化的な最低限度の生活を営みうる水準のものでなければならず、その給付は、受給者の人間としての尊厳にふさわしい手続で行われなければならない。

3 第一項の所得保障がすべての人の生活を遺漏なく維持するため、保障は隙間なく行われなければならない。

所^得保障関係法令の併給禁止規定は、かかる所得保障が十分になされているかという見地から見直さなければならない。

(失業時の生活保障)

第二七条 すべての人は、失業その他によりその雇用を失ったとき、自らが求める雇用を得るまで、人間の尊厳にふさわしい生活を維持できるよう、その生活を保障される。

2 前項の目的を達するため、失業時の雇用保険は、給付期間、給付額を抜本的に改善されなければならない。また、離職理由により給付に格差を求める制度、給付制限を設ける制度は廃止されねばならない。

3 第一項の目的を達するため、国は、雇用保険の給付資格がない失業者、給付期間を超えた失業者、未就業失業者、前職が自営業者である失業者及び雇用保険給付が最低生活費に達しない失業者など、雇用保険ではカバーしきれない人々を対象に、失業扶助制度またはそれに代わる制度を設け実施しなければならない。

4 第一項の目的を達成するために、国及び地方自治体は、公共職業訓練制度を抜本的に拡充するとともに、職業訓練期間中の所得保障を行わねばならない。

5 東日本大震災に伴う失業者に対する特例措置として実施されている雇用保険の給付期間の延長に関しては、本条第二項の趣旨に沿つて、一般的制度に改正しなければならない。

(生活保護制度の改善)

第二八条 第二六条の目的を達成するために、生活困窮その他に直面したすべての人が健康で文化的な生活を維持し人間の尊厳にふさわしい待遇を受けることを保障するという見地から、生活保護制度の抜本的改善が必要である。

2 前項の目的達成のため、生活保護法の運用過程にあつては、すべての人が人間の尊厳にふさわしい権利を享受できるよう、稼働能力の活用を理由に勤労している困窮者や失業者に対する適用を抑制したり、扶養義務範囲を拡大し私的扶養優先を過度に要請したりするなど、いやしくも要保護者の給付申請権を侵害するような措置は厳に禁止されなければならない。

3 第一項の目的達成のため、生活保護制度にあつては、要保護者の生活水準を可及的速やかに人間の尊厳にふさわしいものに引き上げることをめざしたものでなければならず、預貯金など資産の取り扱い、収入認定などにおいて、生活の再建を妨げる運用をしてはならない。

4 東日本大震災の被災者に対して支払われる補償金などの給付を収入認定する措置については、被災者の生活を可及的速やかに回復するという前項の趣旨に沿つて、ただちに是正しなければならない。

5 第一項の目的を達成するため、生活保護制度の運用に際して、受給者に対し指導・指示を行う場合には、その違反を理由として所得保障措置を廃止してはならない。

(健康権と医療・保健)

第二九条 すべての人は、肉体的にも精神的にも人間の尊厳にふさわしい水準すなわち到達可能な最高水準の健康を享受する権利、すなわち健康権を有する。

2 前項の健康権を保障するため、国及び地方自治体は、すべての人が疾病、負傷、分娩、老齢、障害、労働災害などの場合に、医療の給付及び福祉サービスの提供を受けられるよう、公的医療機関、福祉施設の増設、必要な医師、看護師等従事者の増員、その養成体制強化を含む医療・福祉提供体制を不断にかつ系統的に拡充整備する責務を有する。

3 すべての人が健康を維持するべく、国及び地方自治体はその施策において、疾病への罹患・拡大を予防する生活・労働環境づくり、健診、保健知識の普及、予防接種、リハビリテーション等、必要な保健事業を実施しなければならない。

4 第一項の健康権を保障するため、国及び地方自治体は、すべての人が遗漏なく公的な医療保険に加入し、医療給付を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。いやしくも、保険料その他の負担が可能でないことを理由に医療給付が抑制されるようなことがあってはならない。

第一八条第二項にあるように、保険料の滞納等を理由とした保険診療の制限はこれをしてはならない。

5 第一項の健康権を保障するために、国及び地方自治体は、すべて公的医療保険で賄わねばならず、いわゆる混合診療は、これを認めない。

6 新規医療技術等、保険導入を検討中の医療を給付するにあたっては、全額公費負担の医療制度により実施しなければならない。

(良好に居住する権利と住宅保障)

第三〇条 すべての人は、人間の尊厳にふさわしい住居に居住する権利を有する。

2 国及び地方自治体は、すべての人の居住する権利を確保するため、計画に基づいて公的住宅の建設、供給、管理、改善と社会住宅への支援、既存住宅の改善への支援、及び居住の安定を図るために支援を行う責務を有し、同時に、良質な居住水準と適切な住居費負担を保障するための措置を講ずる責務をする。

3 国及び地方自治体は、住宅を失うおそれのある人、住宅を失った人に緊急一時居住施設を提供し、また住宅に困窮する人に対し、公的住宅を提供するか、家賃補助を行わなければならない。

4 すべての人は不當な居住差別を受けてはならず、また一方的に強制退居させられてはならない。国及び地方自治体は民間賃貸住宅における居住差別や不当な強制退去を規制する責務をもつ。

5 すべての人は、居住の権利とその具体的な内容について知る権利があり、国及び地方自治体は、情報提供、相談及び学校教育・社会教育等によりそれを保障する責務をもつ。

6 東日本大震災の教訓をふまえ、災害被災者に対する避難所、仮設住宅及び復興住宅等の建設、提供については、本条第三項の趣旨に基づき、被災者の人権を保障するため国及び地方自治体がより迅速にその責務を果たせるよう、国の財政補助を拡充する。そのために必要な場合既存法令の見直しを行わねばならない。

被災者が自立した生活を営むためみやかに住宅の確保ができるよう、国の補助の拡充等のため、既存の法令の全面的見直し、強化を行わねばならない。

(障害のある人の人権と福祉保障)

第三一条 障害のある人が、人間の尊厳にふさわしく生きる権利はこれを保障する。

2 前項の目的を達成するため、国及び地方自治体は、障害のある人に対する福祉サービスを公的責任で、かつ公費で提供しなければならない。

3 障害者自立支援法は廃止し、現物給付原則に基づく障害者総合福祉法を制定しなければならない。
(高齢の人間の尊厳にふさわしく生きる権利と介護保障)

第三二条 高齢者は、人間の尊厳にふさわしい生活を営む権利、とくに十分な介護、医療、居住保障を受ける権利を有する。

2 前項の目的を達成するため、国及び地方自治体は、高齢者に対し、公的責任でその介護を保障し、高齢者が人間の尊厳を確保して生活できるよう努めなければならない。

3 第一項の目的を達成するために、国は、介護保険制度を、必要な介護給付が遗漏なく、すべての人

に平等にかつ十分に現物で給付されるよう、ただちに見直さなければならない。

4 すべての人が安心して、老後を暮らす権利を充足するために、経済的困窮等により保険料負担ができない場合には、その減免を行わなければならない。

(保育の権利、子どもの発達保障と生活保障)

第三十三条　すべての子どもたちは、その発達のために保育を受ける権利を有する。

- 2 国や自治体は、すべての子どもたちに、公的責任でかつ無料で保育を提供しなければならない。
- 3 すべての子どもたちは、各自が人間の尊厳に値する人生、職業を選択することができるよう、教育、職業訓練等において、保障される。
- 4 国や自治体は、子どもの虐待を防止・救済する措置をとらなければならない。